

平成 29 年度第 1 回太子町行財政審議会議事録

日 時 : 平成 30 年 3 月 7 日 (水) 午後 4 時～

場 所 : 役場 行政棟 3 階 ホール (災害対策室)

第 1 回 太子町行財政審議会 議事録

1 審議会の日時及び場所

日時 平成 30 年 3 月 7 日（水）

開会 午後 4 時

閉会 午後 5 時 15 分

場所 役場 行政棟 3 階 ホール（災害対策室）

2 審議事項

太子町新行政改革大綱（第 6 次）及び同実施計画について

3 委員の出席・欠席

出席委員：伊藤 剛 山本 俊博 福田 敏博 土井 弘

赤松 伊登枝 首藤 昭夫 濱上 廣良

欠席委員：中村 孝秀

4 事務局

総務部長 栄藤 雅雄 総務課長 山本 紀弘

総務課行政係長 中井 義之 総務課主査 井出 洋平

5 傍聴者 なし

6 審議経過及び結果

別紙にて記載する。

1 開 会

2 町長あいさつ

3 委員紹介

4 会長の選出

事務局一任により土井弘委員を選出

5 会長あいさつ

6 会長職務代理者の氏名

会長が首藤昭夫委員を指名

7 議事録署名委員の指名

会長が伊藤剛委員と山本俊博委員を指名

8 町長より諮問

9 審議「太子町新行政改革大綱(第6次)及び同実施計画」について

事務局	「太子町新行政改革大綱(第6次)及び同実施計画」について説明
会長	事務局の説明に続き審議に入ります。大綱と実施計画を分けて意見を出していただきたいと思います。まず、大綱についての意見をお願いします。
会長	行政改革とは、経費の節減、事務の効率化などを考えますが、何なりと意見を出していただければと思います。
赤松委員	前回の計画で出ていたゴミの有料化ですが、今回も計画に入っています。もしゴミ袋が高くなった場合、放置等の懸念がありますがいかがでしょうか。
事務局	住民の方の環境問題等への意識向上が目的であり、5年間の計画の中で、ゴミの有料化やゴミ袋の値上げ等については検討していく必要があるというものであります。
濱上委員	大綱の審議中ですが、実施計画に関する質問でもよろしいでしょうか。
会長	先ほど、大綱と実施計画を分けてと申し上げましたが、事務局の説明も一括でなされましたので、実施計画の質問でも構いませんのでお願いします。
濱上委員	住民サービスの向上の中にあるCSアンケートとはどのような方

法で実施されるのか。また、調査の結果がどのように反映されるのか。是非早急に実施していただきたい。

事務局

CSアンケートについては、繁忙期の休日開庁（直近では平成30年3月25日（日）・4月1日（日）のそれぞれ午前中に実施予定）に来られたお客様にアンケートをお願いし、サービス改善の材料として使用するものであります。

濱上委員

無差別にアンケートを実施するわけではないのですね。

事務局

来庁された方のみとなっています。

濱上委員

原案はできているのですか。

事務局

できていますので、次回審査会でお示しします。

濱上委員

自主財源の確保の中で、「町税をはじめ、水道料金、下水道使用料、保育料等について、納付に対する意識啓発や、滞納者への適切かつ厳正な対応に努めるとともに、徴収体制を強化し、徴収率の向上を図る。」とありますが、この件については、毎次出ている課題であると思いますが、現時点での状況を伺いたい。

①厳正な対応に努めるとありますが、具体的にはどのような行動で削減を図っているのか。

②滞納者の問題としては、どのような内容なのか。例えば本当にお金なくて払えないのか、あっても払わないのかなど、内容をお聞かせください。

③支払い方法として、口座引き落とし、振込み用紙等がありますが、その他の方法についてお聞かせください。例えば、私個人で言いますと、年金受給者については、税金の支払いは、固定資産税を除いて全て年金から自動引き落としされています。

④町税を始め、個々の世帯数と滞納額をお聞かせください。

事務局

①例えば、税の部門で申し上げますと、文書、徴収員の訪問、電話などでの催告をきめ細かく行っています。必要に応じて財産調査や実態調査を行い、滞納処分を執行するなどの対応をとっているところです。

②①と重複する部分がありますが、町税吏員が財産調査や実態調査を行い、判断をしているところです。

③口座振替、年金から徴収する特別徴収、納付書、クレジット収納があります。

④個人住民税で約9千4百万円、固定資産税で約9千7百万円、軽自動車税で約647万円などの未収額となっています。

事務局

未納額の徴収には頭を悩ましているところであり、どの団体でも債権回収方法に苦慮しています。一昔前であれば、税金の納付は当然という感覚でしたが、現在では、権利を一方的に主張する方も出てき

ており、未納額が膨らんでいる状態であります。一方で、滞納処分においての差し押さえ等については、預金調査などを行った上で、順次実施しています。何もしないで時効が成立するということのないよう対応しているところであり、これを強化していこうという内容です。

濱上委員

第5次計画にあった、公共施設等のネーミングライツの導入についてですが、結論としてはどのような結果で、今後の予定として計画はあるのかお聞かせ下さい。

事務局

現計画の「公共施設のネーミングライツ導入」について、平成28年度の実績として、「近隣市町の実施状況について調査研究したところ、実際導入している自治体等は施設が充実しているとともに各施設が集約されていることが多かった。本町では町民体育館と総合公園が離れており、町民体育館単体としては導入が難しく、今後この状況が継続される以上導入の検討はしないこととした。【取組終了】」となっています。また、「自主事業へのネーミングライツ導入」についても、「導入事例の調査を実施したところ、有効な事例があるのは県主催事業で、かつ、広域に多くの回数の宣伝効果が見込める場合に限られており、当町の自主事業のうち、芸能プロダクションとの契約によらないグリーンコンサート、LIVE in ASUKA、黄昏コンサート等については、周知期間が短く、広報範囲が狭いことから、応募企業が見込めない公算が高く、実施を見送ることとした。芸能プロダクションとの契約は、ツアー形式が多く、太子町のみでのネーミングライツの導入は難しい。」となっており、それぞれ現計画をもって取組を終了することとしました。

しかしながら、取組項目25「歳入確保方策の検討」の中で、自主財源の確保に資する取組の検討について、全庁的な目標として推進していくこととしているため、町の実情に合ったネーミングライツが検討される可能性はあるものです。

事務局

姫路市では「ウインクスタジアム」、相生市では「扶桑電通みなと会館」などのネーミングライツの事例があります。町の実情を踏まえた上で、引き続き検討していきたいと考えています。

濱上委員

新たにこれまで無料であった家庭ごみについて、ごみの減量化とリサイクル推進の観点から、有料化の検討を行いますと記載されていますが、第5次でも議題として出されており、結果的には決まらなかったもので再度第6次の改革項目にしたという考えでよろしいですか。

事務局

ゴミ減量化については、現計画において実施となっているものの、事業自体は継続しており、また、例年、ゴミ償却費で町において約6億円前後が支出されている中で、個人の応分の負担として、家庭ごみ

の有料化等の課題についても、近隣市町等の導入状況の調査や、揖龍保健衛生施設事務組合等との調整なども含めて検討する必要があるため、継続としています。

濱上委員

庁舎開庁から一定期間が経過しますが、今だに庁内で目的場所に行くのに迷います。例えば3階会議室に行くのに2、3回行き止まりにあたり迷路に入った状態になりました。初めて来庁された方はおそらく迷うと思います。是非分かりやすい表示等を検討願います。

事務局

庁舎内の分かりやすい案内表示等については、様々なご意見をいただいています。それらの意見を総務課担当で集約し、適宜必要な対応をとっています。例えば、各棟1階入口の棟全体の案内表示や、誘導表示の立看板の設置などを実施していますが、今後も、住民の方などの声に耳を傾け、必要に応じて対応していく予定です。

濱上委員

広報誌や封筒等に有料広告の掲載を検討するとありますが、姫路の広報では今月のおしらせページから下部に広告が入っています。今までできなかった事について何か支障があったのか伺いたい。是非、早急に検討し実施に取り組み、自主財源の一部としてコスト削減に努めていただきたい。

事務局

広報紙への広告掲載については、現計画において、行政情報優先の観点をふまえ、ページ増加費用と広告単価、掲載希望企業の確保方法について、継続的に検討しましたが、導入には至っておりません。

次期計画においては、再度、現計画について検討した内容を整理した上で、導入の可否を検討し、また、公用封筒への広告掲載について、例規や広告料等の検討を行うこととしています。これらの広告収入により、広報誌に係る印刷経費を削減でき、財政基盤の強化を図ることができるとともに、地域産業等の振興・発展に寄与できると考えています。

濱上委員

介護保険制度の理解を求め、滞納額の減少に努めると記載がありますが、おそらく理解して貰うは困難と思われる。私個人としても金額面で高いと感じながら年金からの引き落としがされており、若干理解に苦しむのが実情ですが、是非理解して頂き滞納額の削減に務めて欲しい。

事務局

介護保険制度の理解を求め、滞納額の減少に努めることについては、2年以上の滞納による介護サービス自己負担割合の増加（1割→3割）などのデメリットや、介護保険料の納付が、任意ではなく義務で

あることを確実に説明し、納付相談及び分納誓等の推進により、取組を強化することとしており、徴収率の目標についても設定しています。

事務局 今回、新たに、「歳入確保方策の検討」を目標に掲げていますが、町長の命により、各職員に小額の方策であっても意見を出すよう指示しており、2月末を募集期限としていた中で、現在、事務局において意見集約中となっています。例えば、公用車への広告掲載など、全79の案を受け付けており、今後、導入の可否について精査し、歳入の確保に努めたいと考えています。

会長 行政改革といえ、滞納額が表に出る。介護保険料の滞納額は数字を持っていますか。

事務局 現在、介護保険料の滞納額に関する数値は持ち合わせておりませんが、介護保険料は、特別徴収が主であり、徴収率は悪くないと考えています。普通徴収の徴収率は上げていく必要はありますが、国保税と比較しても、徴収率は悪くないと考えています。

山本委員 介護保険料の滞納金の整理強化の項目のところで、用語の意味として、数値目標等にある、普通徴収現年と普通徴収滞繰の違いを教えてください。

事務局 普通徴収に対応するものとして特別徴収があるが、特別徴収については、年金から自動的に徴収するものであり、普通徴収については、納付書などで収めるものです。また、現年と滞繰の違いについては、現年は、平成29年度にお願いする保険料について当該年度に納付されるものが現年納付あり、当該年度に納付がなく滞納となり、その翌年度に前年度分を納付するものなどを滞繰納付と言います。一旦、滞納となった債権については、現年分と比較し、やはり徴収率が悪くなっています。

山本委員 滞納となると、延滞税もかかるのですか。

事務局 もちろん、延滞税なども徴収します。

事務局 滞繰などの言葉は、やや分かりにくい専門的用語ですので、実施計画の最後の用語解説の部分に付け加えさせていただきます。

会 長 国保税については、個人事業主などの加入者が多いが、どうしても税額が高い、それだけ病院にかかっているということでもあります、それに伴い、徴収率も悪くなっている部分はあると思う。

事 務 局 一般的に、国保加入者は、低所得者層が多くなっているという部分があるため、そういう面で納付が厳しい方もいらっしゃると思います。

会 長 国保税については、全県化するとのことを聞いているが。

事 務 局 これまでは、各市町村での運営であり、広域化して兵庫県でもって運営するよう平成 30 年度から変更されていますが、現在は過渡期であり、最終的には県全体で統一税率が決定される形に向かっていくと聞いている。現在は、市町によって税・料率にかなり開きがあります。

会 長 各市町によって、病気にかかった金額などから税率が決まっているため、小さな町などで多額の医療費がかかった場合は、税率が大きく上昇するなどの報道を耳にしたことがある。

事 務 局 そういった意味でも、県全体で統一税率が決定されることについては、スケールメリットが働くと考えます。

会 長 給食費などの滞納もあると聞いているが、給食費の徴収方法はどのようにしているのか。

事 務 局 現在は給食センターの職員が対応しています。以前は、校長や教頭などがご両親にお話をして対応していました。今回の実施計画の中でもあります、給食会計については、現在私会計であり、国においても公会計への移行を推奨しており、国保会計や介護会計などと同じように、公会計への移行を検討する項目を置いているところです。公会計へ移行することで、滞納者への処分の強制力も出てくるということです。

現在、全国的には、給食費無料の動きもあり、そうすれば滞納などの問題も発生しないわけですが、一方で、本来保護者に負担を求める学用品などの無償化の声も出てきている状況があります。

山 本 委 員 滞納者の対応は大変難しいと思う。トラブルなども発生したことがあるかと思うが、滞納者だけでなく、担当者への十分な配慮もお願いしたい。

事務局 まず、滞納者の方へは、相談に来ていただくことを第一にしています。何故滞るのかを伺った上で、無理のない範囲での納付計画を立てるようにしており、頭ごなしの滞納処分などはありません。

会長 サラリーマンであれば給料もはっきりしているが、自営業の方などの所得申告が適正になされているのかといった問題や、税の適正という観点から、固定資産税における正確な地目把握などができているのかといった問題があるかと思うが、そのあたりの調査はどうなっているのか。

事務局 所得に関する税については、申告主義となっていますが、固定資産税の賦課については、航空写真をもって高い精度で判読しています。こういった現況調査により、税の公平性が保たれていると考えています。

会長 他に意見はございませんか。答申に向けて、内容の修正に関する意見などあればお願いします。

事務局 本日の事務局の説明は、主な項目についての概要説明でした。また、パブリックコメントを募集中という状況でもありますので、再度審議会を開催させていただき、その中でもご意見をいただければと思います。

会長 それでは、意見もないようですので、本日の審議はこれで終了させていただきます。

この議事録が真正であることをここに署名する。

平成 30 年 3 月 日

署名委員

伊藤 剛

山本 俊博